

第2回委員会（12月16日）決定事項の振り返り

資料No.2

- 第2回委員会では、事務局が作成したガイドラインの遵守事項（案）について、目次構成の合意をいただくとともに、加筆・修正すべき事項についてのご議論いただいた。情報発信の取り組みについては、エステティシャンに対して、ソシオエステティックに関する情報発信を行うためのパンフレットを作成するとの方針に合意をいただいた。
- 議事詳細は、参考資料 1「第2回委員会議事録」記載の通り。

【第2回委員会での主な決定事項】

ガイドライン 「遵守事項」

- ガイドラインの章立ては、左記のとおりとする。
- ガイドラインの遵守事項について、当日の議論を踏まえて加筆・修正を行う。
（遵守事項についていただいたご意見と対応案は、資料No.5「ガイドライン変更ポイントの確認」に記載。後ほど確認。）

情報発信の 取り組み

- 「ソシオエステティックの担い手の育成が急務である」との課題意識をもとに、情報発信を行う。
- ソシオエステティシャンの担い手として、「現在エステティシャンである方」を主な対象と考えて、情報発信を行う。
- ソシオエステティックは活動内容が多岐にわたるがゆえに、イメージや具体的な活動について情報発信できていなかった、何をやっているのかわかりにくい、との課題意識を共有した。活動内容や社会的意義を明示して、普及・啓発すべき、との示唆をいただいた。

【ガイドラインの目次】

ソシオエステティックガイドライン

- I ソシオエステティックガイドラインの趣旨・目的
- II 「ソシオエステティック」の定義と具体的なメニュー例
- III 遵守事項
 - 1. 基本方針・理念
 - 2. 組織の運営管理
 - 3. サービス提供
- IV ガイドライン遵守方策
- V 関連法令のリスト

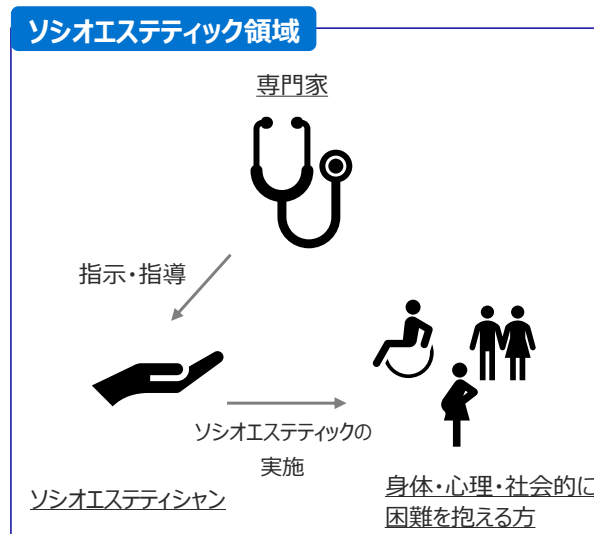
[付録]

(参考)第1回委員会（11月7日）決定事項の振り返り

- 第1回委員会では、本事業の趣旨等をご説明した上で、ガイドライン策定の対象範囲や、策定方法について、ご議論いただいた。
- このほかの議事詳細は、参考資料 1「第1回委員会議事録」記載の通り。

ガイドライン策定の対象範囲

- 「ソシオエスティックガイドライン」（第1版）は、BtoBtoCモデルのサービスで、専門家の指示・指導のもと、身体・心理・社会的に困難を抱える方のQOL（生活の質）向上を目指すエスティックサービスを主な対象とする。
- 具体的には、ソシオエスティシャン-病院・福祉施設-患者・利用者を想定する。



ガイドラインの策定方法

- ガイドラインは、「エスティック統一自主基準」に準拠して、ソシオエスティックサービスに特化・具体化する。
- 医療・福祉サービスの取組(BtoB)や、サービスの現状(BtoB、BtoC)を把握して、ガイドラインを策定する。

【医療・福祉サービスの取組(BtoB)の反映】

- ・「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」、「病院機能評価（緩和ケア病院）」記載の事項を参考に、ガイドラインの項目を作成
- ・従来ある「エスティック統一自主基準」と整合させる。

【サービスの現状（BtoB、BtoC）を把握】

- ・アンケートとヒアリングを実施して、現状を把握する。

【想定項目】

1. 多様なお客様対応の実態把握
2. ソシオエスティックに関する認知・関心・トラブル、誤解等



アンケート



ヒアリング